

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第276回 中国最高裁が労働争議に関する司法解釈（二）を公布

2021年に施行された『最高人民法院による労働争議案件の審理における法律適用問題に関する解釈（一）』に続き、中国の最高人民法院は2025年8月1日に『最高人民法院による労働争議案件の審理における法律適用問題に関する解釈（二）』（以下「労働案件解釈（二）」という。）を発表し、一連の裁判基準を新たに明示した。これは今後の労働争議への対応に重要な影響を与えるものであるため、今回はその重点内容を解説する。

◇労働関係主体に関わる争議事例

北京市に本社を置く現地法人A社は、上海市にも支社を設立していた。上海の現地従業員は上海支社と労働契約を締結しており、上海支社が賃金支払いや個人所得税の源泉徴収と納付、社会保険および住宅積立金の納付を行っていたが、業務活動においては北京本社名義の名刺を使用していた。A社では主に事業部制の垂直管理を採用しており、組織図上では北京本社と上海支社が明確に区分されていなかった。

解雇に関わる労働争議において、上海の従業員S氏は、北京本社と上海支社の両方に同時勤務していたため、両社とも経済補償金を支払うべきであると主張した。審理の結果、裁判所は労働関係の対象はひとつであり、契約内容から上海支社と特定できることを根拠に、上海支社が経済補償金を支払うべきだとした。但し北京本社と上海支社には混同雇用があるため、北京本社は支払義務者ではないものの、上海支社の支払義務に対して連帯責任を負うべきであり、従業員の権利を最大限に保護するべきであると判断した。

◇労働案件解釈（二）の主な注目ポイント

- 1、複数の関連事業主に交互もしくは同時に雇用される労働者の労働関係確認ルールを明確化した。
 - (1) 労働契約書に基づいて確認する。
 - (2) 労働契約書を締結していない場合は勤務時間や業務内容、賃金支払い、社会保険料納付など、関連要素を総合的に考慮して確認する。
- 2、外国人が以下のいずれかの要件を満たす場合、中国国内主体との間に労働関係を認める。
 - (1) 永住資格を取得している。
 - (2) 就業許可証を取得し、中国国内で合法的に滞在・居住している。
 - (3) 国の関連規定に従い必要な手続を行っている。
- 3、以下の特殊な状況の場合、「連続2回の固定期間労働契約締結」と認定される。
 - (1) 労使双方が労働契約期間を延長し、その累計期間が1年以上となる場合、もしくは労働契約満了後の自動更新を約定し、延長期間が満了した場合。
 - (2) 本人の原因によらず元の勤務場所・職務に引き続き勤務する労働者の労働契約締結主体を雇用主が変更し、契約期間が満了した場合。
 - (3) その他の信義則違反行為により、労働契約を連続して締結することを回避する場合。

4、競業禁止に関する規則が追加された。

(1) 労働者が雇用主の商業秘密などの機密事項の全部または一部を知らない、もしくは接触しない場合、競業禁止条項の全部または一部が発効しないことを主張できる。

(2) 雇用主が高級管理職などの秘密保持義務を負う者との間で締結した在職期間中の競業禁止条項は有効とされ、これに対する経済補償金の支払いも不要である。

5、労働契約の継続履行が不能となる場合の認定基準を定めた。

(1) 労働契約が仲裁または訴訟中に満了し、かつ延長すべき法的事由が存在しない場合。

(2) 労働者が法に基づき基本養老保険待遇の受給を始めた場合。

(3) 雇用主が破産宣告を受けた場合。

(4) 雇用主が解散した場合（合併または分割による解散を除く）。

(5) 労働者が他の雇用主との間で労働関係を構築しており、雇用主の業務遂行に重大な支障をきたす場合、もしくは雇用主が他の雇用主との労働契約の解除を提起したにもかかわらず契約を解除しない場合。

(6) 労働契約が客観的に履行不能なその他の事由が存在する場合。

6、雇用主により違法に解除または終了された継続履行可能な労働契約について、違法解除日または終了日から労働契約の継続履行1日前までの賃金支払いを労働者が請求する場合、雇用主は双方の過失程度に応じ、労働者が正常に労働を提供したときの賃金に基づき、当該期間の全部または一部の賃金を支払わなければならない。

7、雇用主と労働者が社会保険料を納付しないことを約定した場合、または労働者が雇用主に対し社会保険料を納付しないことを承諾した場合、当該約定または承諾は無効となる。

8、訴訟中に新たな証拠が出た場合を除き、時効の抗弁は労働仲裁期間中に提出しなければならない。

◇日系企業へのアドバイス

労働案件解釈（二）の実施により、中国の日系企業や組織は一層厳格な労働法環境下に置かれることになる。労働労務関連事案を処理する際は、より慎重で適切な対応が求められることになるため、法律専門家の支援とサポートが一層必要性を増すことになるだろう。

AIブームでディーゼル発電機に注目＝ロールスロイスは中国で生産開始

【上海時事】中国メディアが25日までに伝えたところによると、中国では人工知能（AI）ブームを受けて計算能力への需要拡大に対応するデータセンターの増強が進められており、信頼性のある無停電電源として高出力ディーゼル発電機が注目されている。ディーゼル機関を手掛ける英ロールスロイスは中国で高出力ディーゼル発電装置事業を増強する方針を固めた。同社中国法人幹部はさらに投資を増やし、ラインアップ拡充や売り上げ拡大に注力すると述べた。

集中型電力網の複雑さに加え、サイバー脅威や自然災害に対する脆弱性から、高出力ディーゼル発電機の役割が大きくなっている。ロールスロイスと中国産業機械用ディーゼルエンジン大手の広西玉柴機器との合併会社「玉柴安特動力」が江蘇省蘇州市に設けた工場がこのほど稼働。出力1000キロワット級発電機と周辺機器を組み合わせて使うディーゼル発電セット「MTU2000」の第1号機がラインオフし、顧客に引き渡された。